

第1号議案

役員の兼職について

(案)

千葉監事から、別紙1により兼職承認申請があったことから、役員及び職員の兼職に関する規程に基づき、千葉監事の兼職承認申請について承認を行い、電気事業法第28条の24及び定款第34条第1項のただし書きの規定に基づき、経済産業大臣に対する兼職の承認申請を行う。

以上

(添付資料)

別紙1：理事長あて兼職承認申請書

別紙2：経済産業大臣あて兼職承認申請書